

令和6年5月16日
防災くらし安心部

報道関係者 各位

自転車の安全利用促進に関する県内一斉街頭啓発活動の実施について

本県では、「山形県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」により、自転車損害賠償責任保険等への加入が義務付けられています。

また、全年齢層の自転車ヘルメット着用については、条例に加えて、令和5年4月1日以降は道路交通法においても努力義務とされていますが、高校生以上の着用率が依然として低い状況にあります。

このため、県、県警察、各地区（地方）交通安全対策協議会、日本損害保険協会東北支部山形損保会、及び全労済山形推進本部が連携協力の上、下記のとおり県内15か所において、標記街頭啓発活動を実施しますので、取材等について特段の御配慮をお願いいたします。

記

- 1 実施日時及び場所 実施日：令和6年5月23日（木）
実施時間及び場所については別紙のとおり

2 実施内容

のぼり旗を掲出し、通勤・通学中の自転車利用者を対象に啓発チラシ等を配布しながら、自転車の安全利用（主に自転車保険への加入と自転車ヘルメットの着用）について呼び掛ける。

担 当：防災くらし安心部
消費生活・地域安全課
課長補佐（地域安全対策担当） 秋葉 信
TEL 023-630-2682
報道監：防災くらし安心部
次長（兼）危機管理広報監 小泉 篤